



月刊税理士事務所 チャンネル CHANNEL

2016
11
No.423

シリーズ企画

個人情報保護法改正の重要ポイント.....6

事務所訪問

高橋雄一郎税理士事務所
・高橋公認会計士事務所2

百年企業

佐藤養助商店13

ミロク会計人会のミリョク5

ミロク会計人会からのお知らせ14

東北会企画①

遠野のグリーンツーリズム10

ミロクシステムQ&A

『ACELINK NX-Pro 消費税申告書』15

東北会企画②

北海道新幹線開業効果獲得を目指す
青森県の取り組み12

リレーエッセイ

東北ミロク会計人会 村山 秀幸19

今月の表紙: 銀山温泉
場所: 山形県尾花沢市

日本の未来—
企業を支える



ミロク会計人会



事務所 訪問

中小企業の監査と内部統制に強みあり 薬剤師免許を持つ異色の公認会計士

薬剤師の資格を持ちながら公認会計士・税理士として活躍する高橋 雄一郎先生。

現在は仙台の金融街・国分町一丁目に事務所を構え、税務会計と監査の双方の業務を行っています。

さっそく、事務所を訪問し、高橋先生に昨今の取り組みについて伺いました。

薬剤師の資格を取得して トライアスロンに没頭

——名刺に薬剤師という肩書が記載されているので驚きました。

高橋 雄一郎所長（以下、敬称略） 薬剤師免許は取得していましたが、子どもの頃から薬剤師を目指していたわけではありません。私の実家は山形県酒田市で理容室を営んでいたのですが、子どもの頃はむしろ家業を継ごうかと思っていました。しかし、両親が「将来のため大学に入れるのであれば入れ」という考え方だったのと、薬学部で衛生学などを学んでおけば理容室を継い

だ際に役立つかもしれないと思い、千葉大学の薬学部に進学しました。

——在学時に薬剤師免許を取得したのですか。

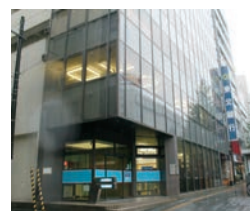
高橋 在学時は薬剤師免許に関心がなく、卒業後は大手化粧品メーカーに就職しました。しかし、次第に在学中から興味があったトライアスロンに打ち込んでみたいと思うようになり、1年9カ月ほどでその会社を辞めることにしました。

——再就職はどうしたのですか。

高橋 普通の仕事だとトライアスロンの練習との両立が難しいと考え、まず薬剤師免許を取得

高橋雄一郎税理士事務所 高橋公認会計士事務所

所在地 宮城県仙台市青葉区国分町1-6-18
東北王子不動産ビル7階
TEL 022-738-7017
FAX 022-738-7018
設立 2008年
職員数 2名
導入システム／ACELINK NX-Pro



事務所が入居しているビル



宮城県仙台市

しました。薬剤師の時給が当時1700円だったので、短時間である程度の収入を得ることができると考えました。そして、薬剤師免許を取得してからは家賃2万9000円のアパートで暮らしながらトレーニングし、空いた時間は薬局で働くという生活を送りました。しかし、あまりにも練習を重視し過ぎたため、生活費は大会参加費を捻出すると常にぎりぎりという状態で、夏に風邪をこじらせた際には収入が激減し、身の振り方を改めて考え直すことにしました。

——それからどうされたのですか。

高橋 浴用剤の製造販売会社が責任技術者として薬剤師を求めていたので、その会社に就職することにしました。勤務時間も短く、待遇も良かったので、トレーニングに励むには最適だと考えたのです。ただ実際に働き始めると、勤務時間中にも空き時間が多く、手持ち無沙汰になることがしばしばありました。そこで、公認会計士の試験勉強に取り組みことにしたのです。それから3年ほど勉強に打ち込

み、公認会計士試験に合格することができました。

——試験合格後はどうされたのですか。

高橋 地元の酒田市で働きたいと思い、あずさ（旧朝日）監査法人山形事務所に面接に行ったところ、まずは仙台で経験を積んだほうがいいとアドバイスをされ、あずさ監査法人仙台事務所勤務し始めました。以来、小売から製造、金融機関までさまざまな業種の監査業務やIPO（上場支援）などに携わらせていただきました。

税務と監査のシナジー効果で多角的なアドバイスを実施

——独立した経緯についてお聞かせください。

高橋 当初から独立するつもりだったので、仙台事務所で6年ほど働いた後、2008年に現在の事務所を開業しました。

——開業後はどのようにして顧問先を獲得していきましたか。

高橋 まずは知り合いの紹介などである程度の件数の顧問先を確保しました。現在の顧問先は宮城県内を中心に東北全体にま

で拡大しており、監査業務を中心に税務業務も引き受けています。ちなみに監査と税務の業務比率は6・4といった感じですが、事務所の立地が素晴らしいですね。

高橋 たまたまこのビルに空きを見つけたので、開業当初からここに事務所を構えています。郊外に事務所を構えようかとも思ったのですが、立地の良さを優先しました。結果、顧問先が相談に来やすい、職員を募集すると多数の応募があるといったメリットが出たので、良かったと思っています。

——税務会計については独立して初めて携わるようになったかと思いますが、そのあたりでギャップを感じることはありませんでしたか。

高橋 法人税に関しては、監査業務の中で税効果会計の検討に必要な知識なのでギャップを感じることはありませんでした。しかし、所得税や相続税、資産税といった分野については不十分であったため、独立前に猛勉強し、徐々にギャップを埋めていきました。

——税務会計と監査の双方の業務を提供することで、何かシナジー効果はありますか。

高橋 税務会計は大まかにいえば経営者側で決算書を作成すること、監査はその決算書の適正性を独立の第三者として判断するのが仕事です。税務会計においては経営者の意向を汲みながら決算書を作成していくので、経営者の考え方や視点を学ぶことができます。この経営者の視点を監査業務に組み込むことで、監査をより効率的かつ効果的に実施することができます。また、この二つの業務を持てたことで、より多角的に経営者に対してアドバイスすることができるようになったと感じています。

中小企業に対しても内部統制の重要性を訴求

——税務会計や監査のほか、内部統制の支援なども実施しているそうですね。

高橋 監査法人にいた頃にJ-SOX法への対応などを担当したことがあり、内部統制に関してはそれなりのノウハウと知識を持っています。一般的に内部

統制というと大企業の話というイメージがあるかもしれませんが、中小企業においても内部不正が生じる可能性は十分にあります。それを未然に防ぐためには、身の丈にあった内部統制を図ることが肝心なのです。

——具体的にはどのようなことを実施するのですか。

高橋 経営者や社員へのヒアリングを通して、内部不正が起きている、または起こる恐れのあるポイントを炙り出していきます。そして、そういった問題点を改善できるような制度やI-Tを導入し、経営や業務体



事務所は仙台駅から徒歩圏の好立地にあります



薬剤師の免許を保有していたり、トリアスロン中心の生活を過ごされたりと、異色の経歴をお持ちの高橋 雄一郎先生

制の見える化を図っていきます。
また、ITなどのシステムそのものに不安がある場合は、システム監査という手法でその改善に取り組んでいきます。
——その現場ではどのようなことに注意していますか。
高橋 何よりも経営者にしっかりと内部統制の重要性を理解してもらうことが大切です。いかに内部統制の仕組みが素晴らしくても、経営者自身が努めて遵守しなければ、社員たちも続いたはくれないからです。また、

ヒアリングの際には相手との距離感を大切にしなければなりません。次から次へと一方的に質問を投げかけてしまうと、担当者が責められているように感じてしまい、本当の実態を伺うことができなくなる恐れがあるのです。
——そのほか、最近はどういうような相談を受けることが増えていますか。
高橋 相続案件はもちろん、事業承継に関する相談も増えています。その際に問題になるのは、

事業の評価額であったり、親がいつまで経っても子息のことを半人前だと思ってしまうていることです。特に経営者が創業者である場合、事業に対する愛着があり、事業価値を大きく考えてしまいます。また、身内の後継者に対する見方が厳しくなってしまうことがあります。こういった場合は経営者の不安要素を軽減できるような方法を一緒に考えていけるように心がけています。
——今後の目標について教えてください。

ください。
高橋 職員教育に力を入れ、より効率的に業務を推進できる体制を構築したいと考えています。具体的には職員に自分で考える習慣を身につけてもらいたいと思っています。分からないことがあっても、まずは自分で調べてみた上で聞いてもらうようにすれば、考える力が向上しますし、知識の吸収も早くなるはずです。そうやって職員のレベルを高めつつ、徐々に職員数を増やしていく、最終的には10人く

らいの規模の事務所になりたいと考えています。
——トリアスロンは今も続けているのですか。
高橋 5年ほど前に喘息の発作が出て、それからしばらくは練習を控えている状態が続いていました。ですが、少しずつトレーニングを再開しており、今年は気仙沼市で開催されたハーフマラソンに参加しました。
——本日はありがとうございます。ますますのご発展をお祈りいたします。

History & Story

公認会計士・税理士までの歩み

高橋先生が簿記の勉強を始めたのは、あるラジオ放送を聴いたのがきっかけだそうです。「ラジオで評論家らしき人が『経営者たるもの簿記のことを知らなければならない』と話していたのを聴き、簿記の勉強を始めることを思い立ちました。子どもの頃から漠然と『社長になりたい』と思っていたので、それならばと簿記の勉強を始めました」と先生は振り返ります。その後、簿記のことを学ぶうちに公認会計士という資格があることを知り、資格取得を目指してみることに。そして、浴用剤の製造販売会社で働きながら専門学校の夜間講座で1年間、通信講座で1年間、その後は会社を辞めて実家に戻り、通信講座でさらに1年間資格勉強に励んだそうです。結果、約3年間の試験勉強で先生は見事に公認会計士試験に合格したのです。

ミロク会計人会のミリョク

ミロク会計人会には、さまざまな会員メリットがあります。
このコーナーでは毎回、その魅力を詳しくお伝えします。

会員向けの2つの特典

今回は、ミロク会計人会会員に限定して、MJSが提供しているサービスプランの内容をお伝えします。

MJSでは、会計事務所のホームページを作成する「ミリョク！ホームページ作成サービス」を提供しています。ホームページ（以下HP）制作の詳しい知識がなくても高品質なHPを作成できる本サービスには、表1に示す3種類のプランがあります。

これらのサービスには本会会員向けの特典が設けられており、なかでも「ミリョク！ホームページ作成サービスStandard（表1で中央に記載されているプラン）」の特典が充実しているのでお勧めです。

特典の一つ目は、「ミリョク！ホームページ作成サービス

Standard」を申し込んだ場合、3万5000円の初期費用が無料になり、さらにお気に入りのお名前のドメイン※1を取得できることです。二つ目が、「ミロク会計人会の会章バナー」と

「MJSのバナー」を、本サービスを利用して作成したHPに設置すると、2000M-mart※2ポイント（2000円分の購入券）が付与されることです（表2）。

HP開設でさまざまな効果が期待できる

HPを開設する意義には次のようなものがあります。

- ①看板やタウンページなどの広告と同レベルの告知媒体として、顧客獲得を図れる
- ②事務所の強みや得意分野、先生の個性を的確にアピールすることができる

③企業間取引に対する新規・既存顧客からの信頼を獲得できる

①は、事務所の認知度向上、インターネット上での露出の増加を指します。さらに、HPは一度開設すれば年中無休、24時間稼働で自事務所を宣伝してくれるので、見込み顧客との接触機会を逃すことはありません。

②は、紙媒体の広告などと比べて情報を掲出できるスペースや表現方法に柔軟性があるので、より多くの情報を、工夫を凝らして掲載できることを指します。

③は、経営者が知人などから会計事務所を紹介された場合、最初にHPを見てその事務所の雰囲気や考え方などを確認するケースがよくあります。また、既存の顧問先でも、HPからメールなどの問い合わせ先を探したりするケースもあるので、HPはそのようなときにも存在感

表1 「ミリョク！ホームページ作成サービス」のプラン

商品名	ミリョク！ホームページ作成サービス	ミリョク！ホームページ作成サービス	ミリョク！ホームページ作成サービス
初期費用(税抜)	0円	35,000円	45,000円+個別対応分
月額利用料(税抜)	2,700円	10,000円	18,000円+個別対応分
ページ数	1ページ	最大7ページ ※オプションで追加可能	ご希望のページ数に対応
ホームページ作成方法	テンプレートから選び、コンテンツはご自身で作成	テンプレートから選び、MJSの委託先業者にコンテンツを作成依頼	委託先業者がヒアリングを行い、ご希望の通りに作成
更新方法	ご自身でいつでも更新可能	月に一度の委託先業者への更新依頼と、ご自身でのテキスト更新	委託先への更新依頼、もしくはご自身での更新を選択可

表2 ミロク会計人会会員向けの特典

	通常価格	ミロク会計人会特典
初期費用	35,000円	無償 ※「ミリョク！ホームページ作成サービスPremium」は、初期費用を無償とはいたしません
月額利用料	10,000円	実質8,000円 ※2,000M-martポイントをバックします

※1 お名前.com

※2 MJSのシステム関連用品の通販サイト

を發揮します。

このように、HPを開設することでさまざまな効果が期待できます。会員向けの特典があるMJSの「ミリョク！ホームペ

ージ作成サービス」を利用して、事務所の認知度向上につながるHPを開設してください。詳しくはお近くのMJS支社・営業所にお問い合わせください。

個人情報保護法改正の重要ポイント

2015年9月3日、個人情報保護法が改正されました。個人情報保護法は、03年に成立し、05年4月から全面施行されましたが、今回の改正は初めての実質的かつ抜本的な改正となります。そこで、今回は企業における個人情報の取り扱いに重要な影響を与えることが予想される個人情報保護法改正の概要を、紹介します。



近藤 勝彦 氏
こんどう かつひこ

弁護士（第二東京弁護士会）。早稲田大学法学部卒業。MJS 税経システム研究所客員研究員、東証一部上場会社社外役員（現職）、大学講師などを歴任。企業法務、特にコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスを専攻し、最近では個人情報保護を含むIT・情報法学なども専門とする。『新会社法時代のリーガルセンス』（日本経済新聞社）、『新会社法と中小会社の実務対応』（中央経済社）、『会社法務質疑応答集』（稲葉威雄・酒巻俊雄編・第一法規）、『平成27年改正個人情報保護法ハンドブック』（MJS）など著書・論文多数。

1. 個人情報保護法改正に至る経緯——パーソナルデータ利活用の促進と個人情報保護強化の調和

情報通信技術（ICT）の発展により、多種多様で膨大な情報（ビッグデータ）の収集・分析が可能となり、その利活用がわが国の将来の経済の活性化促進の鍵となっています。しかし、これまでの個人情報保護法では、個人情報の範囲が曖昧だったため企業がデータの利活用を躊躇し、ビッグデータのうち特に利用価値が高いとされている個人の行動・状態などに関するパーソナルデータの利活用が十分に行われていませんでした。その一方で、大規模な個人情報の流出事故の発生に見られるように、個人情報とプライバシーの保護が徹底していないと指摘されていました。

なお、個人情報に関する最近のトラブル事例としては、まず2013年のJR東日本のSuica問題が有名です。これは、JR東日本が約4300万枚に及ぶSuicaの履歴情報を日立製作所に提供し、ビッグデータ分析によるマーケティング情報を事業者に提供しようとしたのですが、JR東日本は利用者に対してSuicaデータの社外提供に関する説明を十分に行っていない

かつたため、多くの利用者から苦情や問い合わせを受けることになった事案です。また、14年に起こったベネッセホールディングスの個人情報データの流出事案では、委託先の従業員により盗み出された大量の個人情報（名簿事業者に売り渡されていたことが明らかに）が、この一件をきっかけに「名簿屋」の存在が知られ、これに対する規制の必要性が強く唱えられるに至りました。

このように、今回の改正の背景には、パーソナルデータ利活用の促進、個人情報保護の強化という二つの目的があるのです。

ここで、個人情報保護法とマイナンバー法との関係に触れておきましょう。マイナンバー（個人番号）は、住民票コードを交換して得られる12桁の番号であり、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」といいますが、マイナンバー法は、特定個人情報の保護に関する法律です。マイナンバー法は、マイナンバーの重要性を考慮して、その管理や漏えい時の責任などについて特別の規定を設けており、個人情報保護法の特別法になります。なお、個人情報保護法改正法案は、マイナンバー法改正法案とともに国会に提出されています。これは、後に触れるとおり、マイナンバーの監督機関として2014年1月1日から設置されている「特定個人情報保護委員会」の組織を個人情報保護法と一般にわたる監督機関である「個人情報保護委員会」に改めるためです。また、同時に、預貯金口座へのマイナンバーの付番など金融分野や医療分野などにマイナンバー利用を拡充するための改正も行われています。

2. 個人情報保護法改正の概要

今回の主な改正事項は、（1）個人情報の定義の明確化、（2）中小事業者に関する特例の廃止、（3）第三者提供に関する改正、（4）匿名加工情報に関する改正、（5）個人情報保護委員会の新設、（6）グローバル化への対応、などです。【図1参照】

（1）個人情報の定義に関する改正

① 個人情報の定義の明確化

改正前の個人情報保護法は、「個人情報」の定義について、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより

図1 個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化	・個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当) ・要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
3. 個人情報の保護を強化(名簿屋対策)	・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務) ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
5. 個人情報の取扱いのグローバル化	・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
6. その他改正事項	・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化 ・利用目的の変更を可能とする規定の整備 ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

出典:経済産業省ホームページ

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう」と規定していました(2条1項)。しかし、これに対しては、パーソナルデータの利活用の観点から、生体情報やパスワード番号、ポイントカードの番号などが個人情報なのか明確ではないと批判されていまし

た(個人情報のグレーゾーン問題)。そこで、改正法は、新たに「個人識別符号」という概念を規定して、個人識別符号が含まれるものが個人情報に該当することを明確にしました(改正法2条1項2号)。個人識別符号には、指紋データ、顔認識データ、旅券番号、免許証番号及

び携帯電話番号のほか、マイナンバーも該当します。

②要配慮個人情報

改正前の個人情報保護法は、「機微情報」(センシティブ情報)を定義して、これを厳格に規制することはしていませんでした

が、「個人情報の性質および利用方法から特に適正な取扱いの

る記述等が含まれる個人情報をいいます。
要配慮個人情報については、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することができないこととされています(改正法17条2項)。

(2) 中小事業者に関する特例の廃止

改正前は、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害する恐れが少ないとして、利用する個人情報データベースの規模が5000人以下の事業者は適用除外とされてきました。しかし、小規模事業者であっても個人情報の漏えいによって個人の権利を侵害する恐れがあることには変わりありません。そこで、改正法は、この小規模事業者の適用除外規定を廃止しました。改正法のもとでは、取り扱う個人情報の5000人以下でも個人情報取扱事業者に含まれることとなりますが、中小事業者に対する大きな影響が予想されることから、小規模事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮すべき

と、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定め

ことが求められています(改正法附則)。具体的には、ガイドラインにおいて、小規模事業者の安全管理措置についての特例的な対応が定められる予定です。この点、すでに同様の特例的な措置を特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(マイナンバー・ガイドライン)が定めており、個人情報保護委員会は、個人情報保護法における特例について、マイナンバーガイドラインに準じて定める方向性を示しています(後掲3.(2)参照)。

(3) 第三者提供に関する改正

①名簿屋対策

前述した名簿屋問題によって個人情報の取り扱いに対する国民の不安が高まったことから、改正法は、その対策として、必要に応じて個人情報の流通経路をたどることができるようにし(トレーサビリティの確保)、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設けて(データベース提供罪の新設)、不正な個人情報の流通を防止しようとしています。

(a) トレーサビリティの確保

個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等を第三者に提供したときは、当該個人情報データベース等を提供した年月日、当該第三者の氏名または名称等に関する記録を作成し、一定期間保存することとし(改正法25条)、また、第三者から個人情報データベース等の提供を受ける事業者も、当該第三者の氏名、名称および住所、当該第三者による当該個人情報データベース等の取得の経緯等を確認し、一定期間保存することとされています(改正法26条)。これにより、個人情報漏えいが起こった場合などに、後述する個人情報保護委員会が情報の流通経路を把握して、適切な対応が取れるようになります。

(b) データベース提供罪の新設

前述のベネッセホールディングスの個人情報流出事件が一つのきっかけとなっていますが、この事件は営業秘密の漏えいとして不正競争防止法違反で立件されており、社外に持ち出された情報が営業秘密に当たらない

場合は処罰の対象になりません。

そこで、改正法は、データベース提供罪を新設し、個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者または従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金刑を規定しました(改正法83条)。

② オプトアウトルールの変更

改正前においても、オプトアウト方式(本人の申し出があった場合は個人情報の利用を停止する方式)によって、本人の申し出のない個人情報第三者へ提供することは認められていますが、悪質な名簿事業者などへの対策のため、オプトアウトを実施するためには個人情報保護委員会への届出が必要とされました(改正法23条2項柱書)。

(4) 匿名加工情報に関する改正

高度情報通信技術が発展し、インターネットやICカード、スマートフォンなどの普及などによって、企業にはこれらのサービス利用に関する膨大なパーソナルデータが蓄積されており、これらパーソナルデータの集合体であるビッグデータを、個々の企業や業界の垣根を超えて収集分析することによって、イノベーションが起こり、新規ビジネスが創出され、経済が活性化するとともに、消費者の利便性が増すことが期待されています。しかし、個人情報の目的外利用や第三者提供にあたって本人の同意を必要とするこれまでの制度は、事業者にとって負担が大きく、ビッグデータ利活用の壁になっていると指摘されています。そこで、改正法は、個人情報特定個人を識別することができないように加工して個人の特定性を低減したデータを新たに「匿名加工情報」として、個人情報から除外することとして、ビッグデータの利活用の促進を図ることとしました。

(5) 個人情報保護委員会の新設

既に触れたとおり、改正法は、個人情報の取り扱いの監視・監督権限を有する第三者機関として、番号利用法に基づく特定個人情報保護委員会を改組する形

で個人情報保護委員会を新設しました。また、これまでの縦割り行政を改めて、個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から個人情報保護委員会に一元化しました。

(6) グローバル化への対応

① 国際的調和に関する改正事項
(a) 域外適用

法が国境を越えて適用されることは極めて例外的なこととされていますが、企業活動や物流のグローバル化、国境を越えた電子商取引が増加し、実際にGoogle、Microsoft、Facebookなどの海外企業によってわが国の個人情報に国外で大規模に取り扱われていることから、改正法は、個人情報保護のために、個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合について域外適用を認めました(改正法75条)。

(b) 外国にある第三者への提供の制限

また、これまでは外国事業者

への第三者提供や委託に関して特段の規制は存在しませんでしたが、個人情報保護法が整備されていない外国にわが国の個人情報に移転してしまうと、国民の権利は全く保障されなくなってしまう恐れがあるため、わが国の企業が外国企業へのアウトソーシングやオフショア開発を行う場合などに外国の第三者への提供を制限しました。

② 個人情報保護に関する海外の動向

今回のグローバル化に関する法改正の背景には、海外における個人情報保護の動向があります。特にEUにおいては、プライバシー保護と情報の自由な流通という二つの要請を調整することなどを目的に、1995年10月、加盟国に必要な国内法の整備を義務付ける「データ保護指令」が採択されています。データ保護指令は、EU加盟国からの国外データ移転について、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができると規定しており、EUからのデータ移転を

図2 個人情報取得の際の基本的な4つのルール

利用目的の特定	利用目的の範囲内で扱う
第15条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。 第15条2項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	第16条1項 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 適正な方法で取得する 第17条1項 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 第17条2項 あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

利用目的の通知・公表等

第18条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 第18条2項 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 第18条3項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
--

出典:経済産業省ホームページ

希望する国は、欧州委員会による「十分性認定」を受ける必要がありますが、現時点においてまだわが国は、EUから十分性認定を受けていないため、日本企業は欧州子会社の従業員や顧客のデータも個別に契約手続などを取らなければ移転することができない状況にあります。日本企業の競争力強化にはこの十分性認定は不可欠といわれており、EUの認定を受けるための国際交渉が進められています。

3. 改正個人情報保護法をめぐる最新の動向と施行にあたっての企業の留意点

最後に、改正個人情報保護法

の施行にあたっての企業の実務対応上の留意点に触れておきます。

(1) 個人情報保護法政省令案の公表

個人情報保護委員会が、今年8月、政令案と委員会規則案を公表しました。これらは新たな個人情報の定義や、名簿屋対策を目的にしたトレーサビリティ規定による事業者の確認・記録義務等の詳細について規定するものです。特に後者の事業者の確認・記録義務は、事業者者にこれまででない新たな負担を課すものなので、その内容については十分に知っておく必要があります。例えば、①事業者が商品

やサービスの提供に関連して個人データを第三者に提供しまたは受け取った場合は、その都度速やかに提供先や提供された個人の氏名などを記録しなければならない。また、②事業者がSNSなどで個人が投稿したプロフィールや投稿内容を閲覧した場合は第三者提供に該当せず、確認・記録の必要はありません。そして、③販売業者が顧客から商品の修理の依頼を受けて修理業者に顧客の個人情報を渡すような場合には、修理契約の申込書などを記録に代えることができる。とされています。

(2) 中小事業者への配慮

今回の改正法のなかで企業社会への大きな影響が予想されるのは、小規模事業者の例外規定の廃止です。これまではいわゆる5000人基準があり、それ以下の個人情報を取り扱う事業者は小規模事業者として適用除外とされてきましたが、改正法の施行後は、事業者は規模を問わず、一律に適用対象となります。しかし、個人情報取扱事業者が講じなければならない安全管理措置について、大企業並みの水準を求められるとなると小規模事業者に対する負担が大きいため、特例を設けることとしています。特例の対象となる事業者は、マイナンバー法に準拠することとされ、従業員数が100人以下の事業者(個人データを5000人以上取り扱う事業者と委託に基づいて取り扱う事業者を除く)を「中小規模事業者」として特例的な対応を講じることが検討されています。具体的には、個人情報保護委員会から、中小企業がとるべき措置がガイドライン等によって明示される予定です。

おわりに——個人情報保護とは「適正な利用」と「保護」のバランスを取ることに

最後に、個人情報保護に対する過剰反応問題を指摘しておきます。確かに名簿屋問題のように、個人情報を不正に利用する者に対しては、私たちは厳然たる態度で臨む必要があります。しかし、かつて東日本大震災時に、個人情報保護を理由に要援護者の情報が速やかに公表されず、救助に支障が出た際に、個人情報保護の過剰反応が問題となったように、個人情報保護が過度に至ったために、肝心の個人の生命・身体という重大な利益が損なわれるようなことになっては本末転倒です。そもそも個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること」を目的としています。改正法の施行をきっかけに、あらためて私たちが目指すべきは、個人情報の保護と利活用のバランスにあることを心に刻む必要があります。

その後、個人情報保護委員会は、平成28年10月4日付で「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編(案)」を公表し、パブリックコメント手続に付されています(本稿執筆時)。

遠野のグリーンツーリズム

2003年に設立し、今年2月に認定NPO法人となった「遠野山・里暮らしネットワーク」(以下、遠野山里ネット)は、岩手県遠野市を主なフィールドとして「遠野型グリーンツーリズム」による地域活性化を推進しています。そこで、遠野型グリーンツーリズムが誕生した経緯や具体的な事業内容について、菊池新一遠野山里ネット会長に伺いました。

インタビュー

認定NPO法人 遠野山・里暮らしネットワーク会長

菊池 新一様



菊池 新一 会長

問題だからです。

「ぬくもり」「もてなし」による「遠野型グリーンツーリズム」

日本では都市部に人口が集中し、地方、特に中山間地域※の人口減が深刻な問題になっています。もちろん、遠野市もその例外ではなく、2016年9月1日現在の遠野市の人口は2万8371人で、6年前から960人が減少、高齢化率は37・3%に上っています。なお、この現象は都市部の人たちにとっても決して他人事ではありません。なぜなら中山間地域は日本の国土の約7割を占めており、国土保全という見地においても中山間地域の人口減少は重要な

問題は、遠野のような中山間地域はどうすればいいのか。そこで、私たちが注目したのが遠野特有の地域資源でした。遠野には現在も田畑と野山、水辺とかやぶきの屋根の家々が点在するゆったりとした暮らしがあります。また、柳田國男氏の『遠野物語』に記されているように歴史・文化といった地域資源にも恵まれています。さらに古来より内陸の盛岡と沿岸の釜石を結ぶ交通の要所であり、地域の人々は「ぬくもり」「もてなし」の心を大切にしながらい人々との交流」を自然に行ってきた。こうした遠野特有の地域

資源は都市部の人たちを早い段階から惹きつけており、遠野には20年ほど前からイターン現象がみられ、私たちの遠野山里ネットのスタッフに関しても14人のうち10人が市外出身者となっています。また、遠野市役所では全国から職員を募集しており、既に全国各地からイターンしてきた職員が在籍しています。その源泉となる遠野の魅力を発信し、多くの人たちに体験してもらうにはグリーンツーリズムが一番でした。グリーンツーリズムとは、都市部の人々が緑豊かな農村漁村を訪れて、地域の人々との交流や地域文化の体験をしながら余暇をゆっくり楽

しむという旅のスタイルのこと。私たちは遠野特有の自然や歴史・文化を感じてもらえるグリーンツーリズムを「遠野ツーリズム」と名付け、市内全域で取り組むことにしたのです。なお、私たちがグリーンツーリズムを活用して遠野を活性化したいと考え始めたのは今から20年以上も前のこと。「遠野特有の豊かな自然や文化・歴史を、現代にふさわしい形で残し、子孫たちに継承していきたい」という思いのもと、同じ志を持つ仲間たちと「遠野グリーンツーリズム研究会」という団体を結成し、グリーンツーリズムによる地域活性化を進めていくことにしたのです。

ただ、当時はグリーンツーリズムがこれほど早く成功するとは思っていませんでした。私は1995年にグリーンツーリス



遠野農村体験・民泊体験



遠野の体験観光の一つである乗馬体験



遠野の美しい里山風景は毎年200万人近い観光客を引き寄せている



被災地復興支援活動の学生ボランティア



今冬開かれた東北ツーリズム大学でのパネルディスカッション



教育旅行で畑仕事を体験する学生

ムの研修でイギリスを訪問したのですが、その時にヨーロッパで地方都市での長期滞在やグリーンツーリズムが普及したのは

休暇がきつちりと取れるからではないかと思っただけです。対して日本では週休2日制になっていたとはいえ、依然として海外から「働きバチ」とやゆされるほどで、田舎や農村でゆっくりとした時間を過ごすという文化が定着するには時間がかかるだろうと感じていたので。しかし、現実には想像以上に多くの人たちが早い段階からグリーンツーリズムに関心を示してくれました。裏を返せば、それほど多くの人たちが都会の生活に疲れていたのかもしれない。

農村体験・農村民泊から 東日本大震災被災地後方支援まで

遠野山里ネットが法人として活動を始めたのは2003年。それ以来、「都市農村交流で交流人口の拡大と移住の促進、伝統文化・芸能・技術の伝承と進化・応用、里山・里地における循環的な生活スタイルの再興と実践を柱に事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与すること」をモットーに遠野ツーリズムを推進してきました。

具体的な事業としては、まず

学生向け農村交流として「遠野型農村ワーキングホリデー」を始めました。農家は宿泊場所と食事を提供し、宿泊者は農作業を手伝うという仕組みで、金銭の授受がないため宿泊業の規制も受けないというプランです。その後、このプランは学生のみならず、社会人を対象とした研修や合宿を行う農村民泊にも発展していきました。また、04年には遠野ドライブインギスクールとコラボし、自動車免許の教習合宿とグリーンツーリズムを掛け合わせたプランを開発。自動車免許の教習合宿は全国各地で実施されていますが、いずれもこれといった特徴がなかったため、このプランは開始直後から大いにヒットしました。おかげで、このように地元の事業者とコラボしながらグリーンツーリズムを推進するというスタイルを確立することができ、現在では遠野山里ネットのビジネスモデルの中核となっています。

こうした遠野グリーンツーリズムならではのプランを開発する一方で、私たちはグリーンツーリズムのファンや地域資源を

生かしたまちづくりを進める人材の育成にも努めています。その一つが「東北ツーリズム大学」という講座です。講座は遠野市をはじめ、宮城県東松島市、福島県喜多方市、会津坂下町、新潟県胎内市で開いており、それぞれの地域で大地や自然とともに生きる技術や知識などを提供し、それと同時に人材交流を図っています。今期は14人が参加し、九州を活動拠点とする九州ツーリズム大学とも連携し、熊本地震の被災地支援も行いました。このほか、自治体とも協力しながら定住希望者の相談会や講演会の開催、さらには空き家や就農などについての情報提供なども行い、グリーンツーリズムから定住という流れを生み出すことも心掛けています。

もちろん、東日本大震災以降は岩手県沿岸地域への震災復興支援活動も展開しています。遠野は津波被害の大きかった沿岸部に約1時間で移動することが可能なので、沿岸部に現地スタッフを3人ほど配置し、物資支援のほか、手仕事の技術をレクチャーしたりする「手仕事支援」といった活動を行いました。また、被災者が仮設住宅から公営住宅に移行した後も見守り活動や心身のリフレッシュの場を提供する「ほっとひといき事業」、手仕事での収入確保を支援する「EAST LOOPプロジェクト」を継続して実施しています。

一連の活動を展開していく中で、最近は6次産業化に注力する必要性を感じています。実際、遠野グリーンツーリズムに携わっている農家からもレストランを作りたい、加工場を立ち上げたいといった声がかかるようになってきました。6次化の推進は地域資源に磨きをかけ、さらに付加価値を与えることにつながると思います。しかし、あくまでも身の丈にあった規模というものがあらずし、急ぎすぎると遠野らしさが損なわれてしまう可能性があるのです。慌てて進めるのではなく、着実に一歩ずつ進めていきたいと考えています。そして、遠野グリーンツーリズムの新たな柱として、持続的成長を遂げられるような事業に育てていきたいと思っています。

北海道新幹線開業効果獲得を目指す青森県の取り組み

2016年3月26日に北海道新幹線が開業してから半年。この間、青森県ではどのような波及効果が生じたのでしょうか。波及効果を獲得するための取り組みについて、青森県観光国際戦略局観光企画課企画戦略グループ副参事の境谷孝司氏にお話を伺いました。

インタビュー

青森県観光国際戦略局観光企画課企画戦略グループ副参事

境谷 孝司 様

「青函周遊の旅」を国内外にアピール

北海道新幹線の開業によって、新青森駅と新函館北斗駅間の所要時間は従来の約2時間から約1時間に短縮されました。その結果、首都圏のみならず北海道から青森を訪れる人の数も増加

し、青森県内の入込客数は増加傾向にあります。

青森県としては北海道新幹線開業を機に、青森県と道南地域を一つの圏域とする「津軽海峡交流圏」を形成したいと考えています。そして、圏域外からの交流人口の拡大を図り、この圏域でより長い時間、より充実し

た時間を過ごしていただくことで、経済効果につなげていきたいと思っています。

そこで、青森県ではこの津軽海峡交流圏の形成に向けて「ラムダ」プロジェクトを展開し、観光分野では新たな旅行エリアとしての認知度の向上と誘客に努めています。もちろん、このプロジェクトを実現するには青函圏の連携と盛り上がりが必要とされます。そこで、青森県と道南地域11市町では今年7月から9月末にかけて「青森県・

函館デスティネーションキャンペーン」を実施しました。このキャンペーンでは、青森県と道南地域の両エリアを巡る新しい「青函周遊の旅」を提案し、全国に向けてアピールしました。

また、10月からは道南と青森県のパワフルな女子が集まった「津軽海峡マダロ女子会」による地元を楽しむための多彩なプログラムを展開する「マダロのセikan♡博覧会」が始まるなど、青函圏でのさまざまな動きが生まれてきています。

函館・青森をゲートウェイに東北全体にインバウンドを誘致

青函圏の連携はインバウンドにも波及効果を及ぼすものと考えられます。ここ最近、青森県のインバウンドは好調で、外国人延べ宿泊者数は昨年、11万人泊と過去最高を記録しましたが、さらに拡大するために、現在は

台湾や韓国、中国、香港をメインターゲットに、誘客に取り組むほか、青函圏としてのPRにも努めています。

特に力を入れているのが、新幹線や空路、大間〜函館間を結ぶフェリーを組み合わせて北海道・東北の周遊プランを組む「立体観光」の提案です。函館と青森がゲートウェイとなつて、東北全体に外国人観光客を誘致したいと考えています。

また、この8月下旬には青森県知事をはじめ、東北6県と新潟県のトップなどが台湾を訪問し、立体観光による東北周遊旅行をPRしてきました。

北海道新幹線の効果は今後もますます拡大するものと考えられます。このビジネスチャンスに最大限に生かすため、これからは青函エリア、東北エリアで一丸となつて取り組んでいきたいと思っています。



青森県・函館デスティネーションキャンペーンエリア



青森県の主な観光資源(上段:弘前城(右)、白神山地(左)、下段:奥入瀬渓流)

秋田名物、稲庭^{いなにわ}うどんの
秘伝を伝える継承者

江戸時代は将軍家や諸藩への土産物、明治に入ってから天皇家への献上品となった「稲庭干鰯佃(ほしうどん)」。現在は贈答用や飲食店向けに安定した販路を維持している。



(有)佐藤養助商店は、秋田で発祥当初からの製法を守る老舗として知られる。稲庭うどんの起源と製法が確立された背景、またその価値の伝え方について8代目・佐藤 正明社長に聞いた。

藩ご用達、門外不出の製法

秋田県湯沢市内の旧・稲庭町

付近では古くから小麦栽培が盛んだった。雪深いこの地域で稲に比べて寒さに強く、荒れた土地でも栽培できる小麦は飢えをしのぐ有力な穀物だったからだ。稲庭地域でいつからうどん作りが始まったかは定かでない。

遅くとも江戸時代（1600年代）には独特のうどん製法が確立していたようだが、これについて佐藤養助商店の先代が調べた興味深い説がある。曰く、うどん作りは江戸初期に今の北海道と本州を結ぶ貿易船「北前

商店のうどん製法は「技の断絶」を恐れた吉左エ門家が特例的に佐藤家に伝授した」もので、吉左エ門の4男が佐藤家に養子入りしたことをもって店の創業としている。万延元年（1860年）のことだった。

完全手作りで価値を守る

（1700年代）、福井から粉を
ひく臼を取り寄せた記録が残っ
ている。また同じ頃、同店の宗
家である稲庭吉左工門が秋田藩
にうどんを納め給金を得た文書
が生地を包丁などで切り出し
ていくのに対して、そうめんの
ように延ばして作られる、また
保存食という背景から乾麺とし



伝統製法を貫くのは「地域文化を正しく継承するという創業理念と同義でもある」と佐藤社長

もあることから、このあたりを「稲庭うどん」の発祥といっているかもしれない。

当時、稲庭地域では各家々でうどんが作られていたという。しかし、秋田藩は献上品としての質を保つため、長い間「藩ご用達うどんは吉左エ門家のもののみとする、製法は一子相伝で門外不出」と定めた。佐藤養助商店のうどん製法は「技の断絶を恐れた吉左エ門家が特例的に佐藤家に伝授した」もので、吉左エ門の4男が佐藤家に養子入りしたことをもって店の創業としている。万延元年（1860年）のことだった。

完全手作りで価値を守る

稲庭うどんは他の多くのうどんが生地を包丁などで切り出していくのに対して、そうめんのように延ばして作られる、また保存食という背景から乾麺として完成させるのも特徴だ。全工程を手作業で行ったものは特別に、「手綱^ない麺」「手延べ麺」などと呼ばれ高い値段で重用される。

佐藤養助商店が守り続ける麵作りは「原料は厳選した小麦と

塩と水のみ、全工程を江戸時代と変わらぬ手作業で行う」のは

もちろん、「麺を平べったくさせている」のがポイントだという。麺が完成するまでは練り、^な緋い、延ばし、乾燥、選別といった過程があり完成まで3日かかる。職人の手で練られた麺の内部には機械では不可能な小さな気泡が無数に生まれ、これが茹でた後も残り稲庭うどん特有のこしの強さや喉ごしの良さを生み出す。ちなみに、同店が仕込める小麦の量は1人1日当たりわずか25kg。これは業務用小麦袋の最小単位で、コストのほとんどは人件費に消えるという。平麺にするのは保存時に麺が割れてしまうのを防ぐためだ。保存時に麺が割れてしまうことを専門用語で「土割れ^ど」というが、そうなったものは商品として売ることができない。

300年以上前と同じ作り方をする稲庭うどんはどうしても値段が高くなる。しかし、安くするために機械などを導入すると地域文化が途絶えてしまうので「何よりおいしく食べてもらうことを追求している」という。具体的には現在国内にある直

営店14店舗のうち13店舗が飲食店という形態をとっている。2000年代後半に海外進出した台湾や香港などの5店舗はすべて飲食店、これらは「職人が懷石料理や秋田の郷土料理とともに稲庭うどんを提供するスタイルで、高価格でも納得の価値を伝えられている」のだ。また販売店を加えた全店舗では伝統的な食べ方である冷やしだけでなく、独自のごまだれやタイ風カレーとの食べ合わせといった提案も行い、他の稲庭うどん製造業者を率先する形で新たなファンの獲得に挑んでいる。

長寿企業を研究する日本経済大学・後藤 俊夫教授の「目」

佐藤養助商店は本文にもある一子相伝・門外不出の伝統製法を、1972年に7代目が家人以外に公開しました。さらに2001年には現社長はじめ若手後継者が中心となり、秋田県稲庭うどん協同組合を立ち上げ、類似品対策や品質を堅持する協力体制を築きました。この結果、同社は家内工業を脱しただけでなく、日本三大うどんの一つとして全国にとどろくブランド化を成し遂げ、地域産業化を果たしました。地域とともに歩む老舗の模範として、これからも発展を続けてほしいと思います。

TEL 0183・43・2226

ミロク会計人会連合会 第1回理事会を開催

ミロク会計人会連合会はこのたび、理事会を新たに創設することになりました。

これまでの連合会組織は、総会、正副会長会、5委員会から構成されてきました。基本方針などを審議する理事会がないために正副会長会がその役割を担ってきましたが、ここ数年で会員が増え委員会などの活動

が活発化し、それにつれて色々な懸案事項も出てきました。各委員会の連携を深め、会員の意見を集約し、会としての方向性や目標を今以上に明確にした上で具体的な活動施策にまで落とし込むことが必要となりました。

そこで、連合会組織を見直す必要性が生じ、総合企画プロジェクト会議を発足させ、上記の課題解決とともにミロク会計人のさらなる活発化はもちろん、組織内でスムーズな意思疎通を図ることを目的に理事会の創設が提案されました。

審議の結果、理事会は創設されることになり、会則に基づき理事は30名となりました。連合会の正副会長をはじめ、監事や顧問の先生方、5委員会の委員長、それに加え各単位会から1名ずつ理事の先生が選出されました。開催は年2〜3回を予定しており、審議内容によっては随時開催となる場合もあります。

今年8月9日には第1回の理事会が開催されました。功労者表彰や、MJSとのさらなる協力体制の強化などについて審議されました。



理事会の開催模様

「ACELINK NX-Pro」追加機能一覧を更新

システム開発委員会では、単位会ごとにMJSシステムに関する会員からの要望や意見を収集し、システム改善について検討・提案しています。改善提案が反映された「ACELINK NX-Pro」の追加機能一覧をミロク会計人会ホームページの「会員の部屋」に掲載しましたので、ご紹介いたします。本内容はTVSホームページからも閲覧できます。システムサポートのソフトウェア運用情報を選択し、分類「追加機能一覧」を検索してください。

今回掲載された機能の一部をご紹介します。

●給与計算——住民税通知データの取り込みに対応

市区町村から送付される個人住民税特別徴収税額決定通知データから、各月の住民税を取り込むことができます。ようになりました。地方税電子申告（eLTAX）のメッセージ・ボックスに届いた通知から、該当ファイル（CSV）をダウンロードしてご利用ください。

●一括印刷——表紙に法人番号を印刷できるように対応

一括印刷は、月次監査や法人（または個人）決算など、複数のシステム

●法定調書——支払調書の4部印刷に対応

支払調書の印刷において、4部印刷に対応しました。印刷時の「部数指定」に「4部」を追加しています。個人番号を印刷する場合は、左上の1明細のみに印刷いたします。

追加機能一覧の閲覧方法

TOPページ

右上「会員の部屋」をクリック

ログインページ

IDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

会員の部屋

左から3番目「会員向け情報」をクリック

会員の部屋

左サイドメニュー「ACELINK追加機能」をクリック



「私の古典」

東北ミロク会計人会

山形県山形市

村山 秀幸

忙しさにかまけて、最近、心に栄養を充填する本をほとんど読んでいない。心のりしる部分が、無くなってきた。これは、まずい傾向だ、と思って、自分の部屋の本棚を見渡した。いろいろな本がぎっしり置かれているが、そのときの自分の心境に合う本を選ぶことから読書は始まる。ぱらぱらとめくって、今の気分ぴったりの本を選んでいく。

これでもない、あれでもないと探していたら、自分の古典といえべき本が本棚の奥底から出てきた。

山本茂実の本4冊。中学生のころ、牛乳配達をしていた時分によく読んだ本である（金額はその当時の値段）。

『初めて知った生きている証（あかし）』角川文庫 340円
『嵐の中の人生論』角川文庫 260円

『生き抜く悩み』角川文庫 260円
『愛と死の悩み』角川文庫 260円

今は、紙が薄茶けているが、昔は何度も繰り返し読んだ。親や恩師などの教えの他に、自分というも

のの原型を形作っている考え方は何かと問われたら、間違いなく、これらの本を挙げるだろう。精神の根っここの部分だ。付き合って40年にもなる私の古典である。

これらの本の特徴は、著者である山本茂実が若き青春時代である昭和20年代から昭和40年頃にかけて丹念に思索し、心情を吐露した文章がぎっしりと詰まっていることである。現在の我々よりも、人生や社会というものをずっと深く考えていたことに驚く。そして、自分の価値観をしっかりと持っていて、生きるべきかを書いていく。難しくはない。ただ、グサリとくる内容だ。

私は専門書も数多く購入するが、文芸の本や自らの心を豊かにする本をも精力的に買い集めている。いずれ、私の身体が動かなくなったり、本を読んで暮らそうと思つての備えである。やがて、本を読むのさえもつらくなったら、どうするか？

そのときには、テレビやビデオ（録画）を見るだろう、と思う。だから、現在の自分は、テレビ

や映画をほとんど見ないし、話題のテレビドラマは全く見ていない。これも、自分が動けない老人になったときの備えである。

私の現在の個人のお客様に、Kさんという人がいる。この人は、現役のころ、銀行の支店長や出向先会社の要職を歴任してバリバリの人であったが、脳梗塞で右半身不随になってから、ほとんど寝たきりの生活で、テレビ番組や映画をずっと見る毎日を送っている。このKさん宅を脳梗塞後に最初に訪ねたとき、Kさんは私と何かを話したとき、悔しい思いをにじませ「ちくしょう、ちくしょう」と連発するのであった。元氣なうちに、さまざま旅行をしたり、色んなことをしたかったという思いが痛いほど分かった。

Kさんの電動ベッドのすぐ横の壁一面の本棚には、大量の映画DVDや大量の漫画本があった。これらの中に、何度も繰り返し見られる名場面、つまりは、淀川長治のごとく心が豊かになる古典といえべきものがあるか否かは、現在の私には、判断不可能である。

表紙の写真



銀山温泉
(山形県尾花沢市)

銀山温泉は、かつて江戸時代初期の大銀山として栄えた「延沢銀山」の名称に由来しています。大正末期から昭和初期に建てられた洋風木造多層の旅館が銀山川の両岸に沿って軒を並べ、昔ながらの独特な景観を味わうことができる温泉街として注目を集めています。ガス燈に照らされた町並みが情緒豊かで、新緑、紅葉、雪景色など、季節によってもさまざまな表情があります。

税理士事務所 CHANNEL 423号

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)
発行人 是枝周樹
編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ
監修 ミロク会計人会連合会広報委員会
配信制作 東方通信社
印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

CHANNELのロゴのコンセプト

「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

Canon
make it possible with canon

あらゆるビジネスに、キャノンの解答。

Biz Printer is

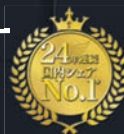


ビジネスインクジェットの新常識 **MAXIFY**

スモールオフィス向けのインクジェットプリンター、MAXIFY (マキシファイ) が新登場。高速カラーコピー、低ランニングコスト、大容量給紙など、高い生産性と経済性、そして高画質も実現するインクジェットプリンターです。スモールオフィスのプリントニーズに的確にお応えし、ビジネスの質を高めていきます。



24年連続No.1*レーザープリンター **Satera**



大規模オフィス向けのハイエンドモデルからコンパクトモデルまで、幅広いラインアップで多様なニーズに応えるSateraシリーズ。キャノン独自のオンデマンド定着方式による高速プリントと低消費電力の両立など、確かな技術力で、これからもお客様の信頼にお応えしていきます。

*シェアNo.1は1992-2015年国内プリンタ市場(ベンダー別出荷台数)において。

用紙サイズ:A3とA4 出典:ガートナー「Market Share: Printers, Copiers and MFPs, Distribution Channel and Customer Type, All Regions, 2015」



©キャノン ビジネスプリンター ホームページ
canon.jp/biz-p



©キャノンお客様
相談センター

レーザービームプリンター (Satera LBPシリーズ) / カラー/モノクロ複合機 (Satera MFPシリーズ) / ビジネスインクジェットプリンター (MAXIFYシリーズ)
050-555-90061 / 050-555-90024 / 050-555-90067

カタログは、canon.jp/catalogからダウンロードしていただくか、ハガキの場合は、住所、氏名、電話番号を明記の上、〒261-8711 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-7-2 キャノンマーケティングジャパン(株) カタログ請求「サテラ」「マキシファイ」係までお送りください。※カタログ請求を通じてお客様より任意でご提供いただいた個人情報、カタログ送付の目的のみに使用いたします。

Satera 受付時間 (平日) 9:00~17:00 (土/日/祝日と年末年始弊社休業日は休ませていただきます。) 海外からご利用の方、または050からはじまるIP電話番号をご利用いただけない方は043-211-9627をご利用ください。 **MAXIFY 受付時間** (平日) 9:00~18:00 (土曜日) 9:00~17:00 (日/祝日と1/1~3は休ませていただきます。) 海外からご利用の方、または050からはじまるIP電話番号をご利用いただけない方は042-460-9572をご利用ください。※受付時間は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

キャノンマーケティングジャパン株式会社